

兵庫県公報

平成31年2月14日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 篠山市の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例（文書課）	1

公布された法令のあらまし

●篠山市の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第1号）

篠山市の名称が丹波篠山市に変更されることに伴い、次に掲げる条例について字句の整理を行うこととした。

- 1 家畜保健衛生所設置条例
- 2 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例
- 3 兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例
- 4 兵庫県公営企業の設置等に関する条例
- 5 兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例
- 6 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例
- 7 県民局及び県民センターの設置に関する条例
- 8 保健所の名称、位置及び所管区域を定める条例
- 9 児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める条例
- 10 兵庫県立ふるさとの森公園の設置及び管理に関する条例
- 11 兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例

条 例

篠山市の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成31年2月14日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第1号

篠山市の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

- (1) 家畜保健衛生所設置条例（昭和35年兵庫県条例第27号）別表朝来家畜保健衛生所の項
- (2) 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和35年兵庫県条例第28号）別表兵庫県篠山警察署の項
- (3) 兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第67号）別表
- (4) 兵庫県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第57号）第2条第4項の表兵庫県広域水道の項
- (5) 兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和41年兵庫県条例第60号）第2条の表篠山市の項
- (6) 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）本則の表2の部、38の部、65の部、67の7の部、78の部及び81の部
- (7) 県民局及び県民センターの設置に関する条例（平成12年兵庫県条例第5号）別表丹波県民局の項
- (8) 保健所の名称、位置及び所管区域を定める条例（平成12年兵庫県条例第18号）別表丹波保健所の項
- (9) 児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める条例（平成12年兵庫県条例第22号）本則の表川西こども家庭センターの項
- (10) 兵庫県立ふるさとの森公園の設置及び管理に関する条例（平成15年兵庫県条例第51号）第2条の表兵庫

県立ささやまの森公園の項

(ii) 兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例（平成17年兵庫県条例第14号）第2条

附 則

この条例は、平成31年 5月 1日から施行する。